

第 12 章

フィリピン

柏原 千英

第 1 節 金融制度の概要と規制体系の枠組み

フィリピンの金融部門は、1949 年に当時の中央銀行 (Central Bank of the Philippines: CBP) が設立されて以来、1960 年代半ばまでに各企業グループ内に設立された商業銀行を基礎とし、現在でも銀行を中心とする間接金融が主な金融仲介手段である。

1960 年代まで金融部門は、CBP が開発金融や企業グループ内の放縦経営に起因する債務超過銀行の救済¹を行ったため、金融部門は不安定で、金融深化も実現しなかった (Milo [2000]) が、1970—80 年代における IMF・世銀による構造改革と 1990 年代前半のラモス (Ramos) 政権下での規制緩和・自由化により、ユニバーサルバンクを中心とする現在の金融部門が形成された²。

1. 金融制度の概要³

主に銀行部門を監督する現中央銀行 (Bangko Sentral ng Pilipinas: BSP)⁴、証券分野を監督する証券取引委員会 (Securities Exchange Commission: SEC)、生命・損害保険会社や保険ブローカー、再保険会社等を監督する保険委員会 (Insurance Commission: IC) の 3 監督機関によって、金融部門は統括されている。しかし、フィリピンでは持株会社制度およびユ

¹ 1960 年代には既に銀行による関係者融資への規制 (rules on DOSRI (directors, officers, stockholders, and related interests of the bank) loans) は存在していたが、中銀の監督権限・能力が脆弱であったため、遵守されていなかった。

² 1971 年に設立された The Joint IMF-CBP Banking Survey および金融部門に関する 1979 年の IMF・世銀合同ミッション。ラモス政権期は 1992-1998 年。

³ 本項の記述は主に、各監督機関ウェブサイト、Milo [2005, 2000]、フィリピン日本人商工会議所 [2006] による。

⁴ 1979 年の IMF・世銀合同による主な改革の一つに、多額の負債を抱えた CBP の改編があった。現中銀である BSP は 1993 年に発効した新銀行法に基づいて設立され、同時に CBP は清算財団となった。

ユニバーサルバンク制を採用していること、各業界内の業態が細分化されているため、一つの金融機関が複数の監督機関によってモニターされる場合が殆どである（図1および表1参照）。なお、同国の場合、SEC が企業登記および営業許認可・停止に関する管轄権も持っていることが特徴として挙げられる。

（１）銀行部門

政府系銀行⁵と民間銀行（国内資本、外資）、さらに BSP によって認可されている業態によって、ユニバーサルバンク（universal bank）、商業銀行（commercial bank）、貯蓄銀行（savings bank）、地方（農村）銀行（rural bank）に分類される。1980 年代から段階的にカテゴリー別の最低資本金規制が強化され、1990 年代初頭までは中位行間の合併、それ以降は、事例は少ないものの上位—中位間あるいは上位行間の合併が実現した。

商業銀行には、預金・貸出、信用状発行、外為、信託、投資（制限あり）が認められており、ユニバーサルバンクは上記業務の他に、証券引受および株式売買、非金融業への投資（出資）が可能である。一方、貯蓄銀行⁶は個人向け少額貯蓄・貸付業務と住宅ローンおよび債権・証券での運用を行う。地方銀行は、島嶼国である同国にフォーマルな金融ネットワークを形成すること、農村部の開発資金提供が主な役割である。

（２）証券部門

SEC は、会社法に基づいて設立される全法人（株式会社、パートナーシップ）に関する登記受付、営業免許発行・停止を行う他、証券市場に関わる規制を制定するとともに、市場参加者である投資会社（investment house）、証券ブローカー（stock brokerage）、ファインアンス会社（financing company）⁷、プリ・ニード会社（pre-need company）⁸等の監督・許認可、および自主規制機構（self-regulatory organization: SRO）である証券取引所を監督する。

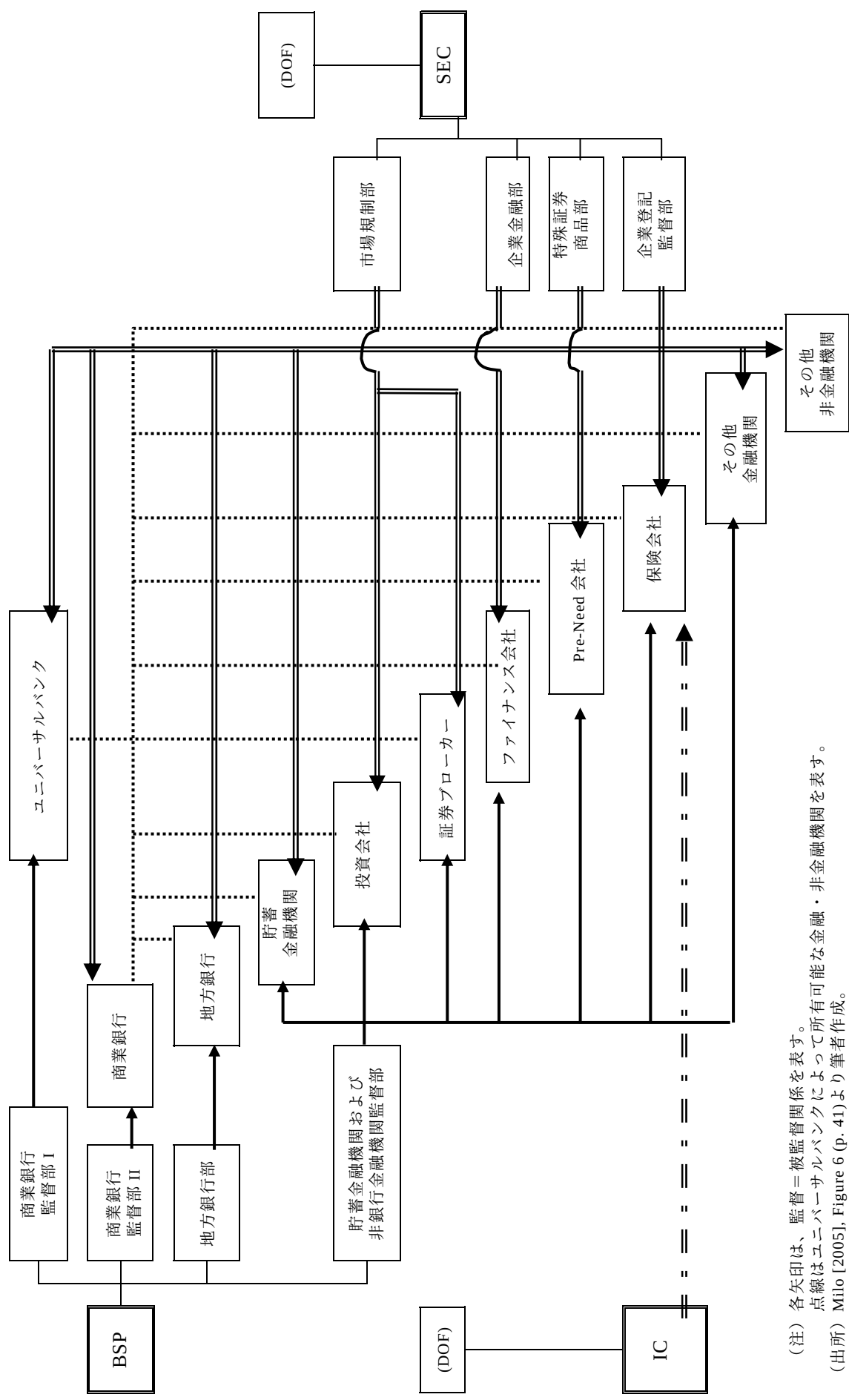
⁵ フィリピン開発銀行（Development Bank of the Philippines: DBP、主要産業向け中長期融資と保証業務）、フィリピン不動産銀行（Land Bank of the Philippines: 通称 Landbank、農地改革推進を主な目的とする）、アル・アマナ・イスラム銀行（Al Amanah Islamic Investment Bank of the Philippines、イスラム金融の提供）の3行。

⁶ 貯蓄抵当銀行、証券貯蓄貸付組合、民間開発銀行の総称。

⁷ リース業を主業務とする。ファインアンス会社法（1960 年発効、1998 年に大幅改正され、現在は Financing Company Act, RA No. 08556）の規定により SEC が主監督機関であるが、資金調達の大部分は銀行融資に頼っているため、BSP の監督も受ける。

⁸ 1968 年以降、主に中・低所得者を対象として冠婚葬祭、子弟の学費準備、個人年金等を目的とした日本の学資・簡易保険に類似する商品（一定期間の積立後に（主に）定率配当を約定）を販売している。主監督機関が決定されない状態が暫く続いたが、1970 年代に業界団体（Philippine Federation of Pre-Need Companies, Inc.）は SEC を監督機関として選択した。商品スキームの類似性の観点から、監督機関を IC に移行する案も 1990 年代から議論されているが、現時点では実現していない。

図1 金融部門の監督構造



(注) 各矢印は、監督＝被監督関係を表す。
点線はユニバーサルバンクによって所有可能な金融・非金融機関を表す。
(出所) Milo [2005], Figure 6 (p. 41)より筆者作成。

表1 銀行・証券・保険部門における被監督機関数

(1) 銀行 (2006 年 9 月末時点)

A. 銀行

		本店	支店 他
ユニバーサル バンク	国内 資本	11	3,366
	政府系	3	62
	外資系	3	9
商業銀行	国内 資本	8	405
	外資系 子会社	3	62
	海外 支店	11	5
貯蓄金融機関 (含マイカ・ファイナンス)		84	1,234
地方(農村)銀行		698	1,258
貯蓄組合銀行		44	66
計		865	6,814

B. 非銀行

		本店	支店 他
準銀行機能 免許 (注) 取得	投資会社 (investment house)	6	10
	ファイナンス会社	5	9
	その他ノンバンク	1	0
	投資会社 (investment house)	20	3
準銀行機能 免許なし	ファイナンス会社	23	18
	投資会社 (investment company)	10	0
	証券ディーラー／ ブローカー	18	0
	融資・投資会社 (lending investor)	2	—
	政府系非銀行 金融機関	2	—
	ベンチャー・キャピタル会社	4	
	Non-Stock Savings and Loan Associations	82	37
	質店	6,046	6,566
	クレジットカード会社	6	
		6,225	6,633

(注) 準銀行機能 (quasi-banking function) 免許＝非銀行金融機関に預金業務を行う権限を付与するもの。

(2) 証券 (2004 年末時点、認可数)

		企業数
ブローカー／ ディーラー	特殊関係人	156
	取引所会員	132
	取引所非会員	16
	売買代理人	792
ファイナンス会社		851
政府証券ディーラー		62
投資会社 (investment company)	投資顧問	12
	投資募集(公認)	732
投資会社 (investment house)		33
(うち)	特殊関係人	7
	支店	13
免除証券発行者		426
登録証券発行者	上場	234
	非上場	117
登録 CP／債券発行者		9

		企業数(*除く)
Pre-Need 会社	ディーラー	29
	支店(開設)	35
	支店(移設)	38
	一般代理人	5
	販売人*	110,910
証券代行		27
証券引受		9
格付会社 (公認)		1
外部監査法人・個人		59
Pre-Need アクチュアリー		30
投資信託会社		32
その他 (取引所、決済機構等)		4
資産管理会社 (AMC)		31

(3) 保険

			企業数				企業数
生損保 (composite)	国内資本		2	一般代理店			41,155
	外資系		1	普通代理店			430
生保 (life)	国内資本		23	変額保険代理店			2,623
	外資系		8	保険ブローカー			86
損保 (non-life)	国内資本		84	再保険ブローカー			33
	外資系	現地法人	5	保険査定			59
		海外支店	5	アクチュアリー			41
再保険	国内資本		1	非生保引受			458

(注) 生損保、再保険企業数は 2006-07 年営業免許取得社数、代理店～非生保引受は 2005 年末時点。

(出所) BSP, SEC, IC 各ウェブサイト、BSP [2006]より筆者作成。

(3) 保険部門

IC は生損保会社（生保・損保のみ、生損保営業）、再保険、代理店、保険ブローカーを監督し、営業許認可を付与・停止するとともに、保険業界に関する規制を制定する。代理店には一社のみとの代表契約のもとで証券発行までを行う一般代理店（general agent）と、複数の保険会社と契約する普通代理店（ordinary agent）がある。

2. 行為・実態・参入規制

フィリピンにおける金融部門の規制緩和・撤廃は、2段階で実施された。まず、実需ベースの外国為替取引や金利等の金融業務上の規制および銀行・証券・保険部門の業態間の参入障壁が、国内資本金金融機関（および 1991 年以前に参入していた 4 外資系金融機関）を対象として自由化され、1980 年にユニバーサルバンク制が導入された。その後 1990 年代に入ってから、自由化と外資参入を強力に推進したラモス政権によって、非実需ベースの外為取引や銀行による他の金融機関への出資（表 2 参照）、制限付きながらも本格的な外資参入が認められるようになった。

全産業にまたがる外資参入規制を定めているのが、1991 年外資投資法⁹（Foreign Investment Act of 1991, 共和国法（Republic Act: RA）No. 7042、1996 年改正 RA No. 8179）である。本法の規定に従い、産業別に外資参入が制限される割合の一覧表（Foreign Investment Negative List: FINL）¹⁰が国家経済開発庁（National Economic and Development Agency: NEDA）によって 2 年毎に見直され、大統領令の形で公布される。金融部門に関連して FINL に記載されているのは、①貯蓄組合（外資参入割合 0%）、②（民間）証券代理店（同 0%）、③ファイナンス会社（同上限 60%）、④投資会社（investment houses）（同上

⁹ 正式名称は“An Act to Promote Foreign Investments, Prescribe the Procedures for Registering Enterprises Doing Business in the Philippines, and for Other Purposes”。

¹⁰ リストの最新版は 2007 年 1 月 6 日付（Executive Order No. 584）。

限 60%) の 4 業態であり、その他の金融機関については、個別の法（時限法含む）や監督機関の権限を規定する法の中に明記される形で記載されている（次節も参照）。

なお、融資業務を行う金融機関には、貸出規制が課されている¹¹。企業グループ経営陣による DOSRI に起因する金融不安定化や、長年の課題である農地改革（非土地所有小農対策）に関する措置であるが、遵守できない場合の代替措置が認められており、厳格な実行はなされていない（表 3 参照）。

3. 銀行救済（緊急支援）策

BSP は管轄する金融機関に対し、①定期的または追加的（ad hoc）な検査、②財務諸表やリスク資産についての報告書の提出要求、③各種ライセンスの見直し、等を債務超過に陥る状態を回避する予防的手段として用いているが、「当該金融機関の経営陣に責任なく、またコントロール不可能な原因によって深刻な流動性危機に陥った場合」（BSP ガイドライン Section X272）、金融理事会¹²（Monetary Board）7 名のうち 5 名の賛成を得て緊急融資（Emergency Loans）を行う。緊急融資の総額は当該金融機関の全預金額の 50%以下、また、2 回以上に分割されて供与される。金融機関の検査は、当該機関が預金保険機構（Philippine Deposit Insurance Corporation: PDIC）の会員である場合、協力協定（Memorandum of Agreement: MOA）の締結に基づいて BSP と合同で実行される場合もあり、PDIC 検査官は BSP 他の監督機関から、必要な情報を入手する権利を持つ。

通常、事業継続が困難として BSP が金融機関の閉鎖を決定した後は、PDIC がその資産管理人となり、預金保険の支払¹³および当該金融機関の資産処分を行い、最終的に清算する。1963 年の設立以来、PDIC によって清算または資産管理下におかれた金融機関数は 446 機関にのぼる（表 3 参照）¹⁴。

¹¹ “Manual of Regulation for Banks” 第 3 節（BSP ウェブサイトよりダウンロード可）。

¹² BSP 総裁を議長とする金融政策および BSP 運営に関する意思決定機関。理事 7 名は大統領任命による。

¹³ 2004 年 7 月、PDIC 設立を規定した RA No. 03591（通称“PDIC Charter”、1963 年施行）の一部を改正し、預金保険額は 1 名寄人当たり 25 万ペソに増額された（1963—2004 年 6 月までは 10 万ペソ）。

¹⁴ なお、フィリピンには、債務不履行に陥った金融機関の不良債権を買い取る公的な資産管理会社（asset management company: AMC）に類する組織は存在せず、アジア危機においても金融機関への公的資金注入を全く行っていない。1990 年代前半の同国における不良債権比率（通年、元利払い 6 ヶ月遅延）は、7 %台から 2 %台へと継続的に下降傾向にあったが、1998 年に諸外国と基準を合わせた（元利払い 3 ヶ月遅延）ところ、2000 年までには 10%台後半に急増した。しかし、巨額の財政赤字を抱える政府にとって、資本注入や国営 AMC を設立する余裕はなかった。

表2 金融機関への自己資本に対する出資制限

		金融機関の投資上限（％）						
		ユニバーサルバンク		商業銀行		貯蓄金融機関	地方銀行	貯蓄組合銀行
		上場	非上場	上場	非上場			
資本提携	ユニバーサルバンク	100*	49	100*	49	49	49	49
	商業銀行	100*	49	100*	49	49	49	49
	貯蓄金融機関	100		100		49	49	49
	地方銀行	100		100		49	49	49
	貯蓄組合銀行	—		—		—	—	30
	保険会社	100		—		—	—	—
	ベンチャー・キャピタル会社	60		60		60	49	49
	その他	100		49		40	40	40
非資本提携		100		100		100	49	—
非提携		35		—		—	—	—

（注） 1行のみに対する出資。その他の場合は、議決権株式の過半を所有することは不可。また、ユニバーサルバンクおよび商業銀行による準銀行機能免許取得金融機関への出資は、競争促進の観点から、40%を上限とする。

（出所） BSP ウェブサイトおよび Milo [2005]より筆者作成。

表3 貸出規制

	信用割当ての定義		代替措置（他）
1社・グループ当たり与信限度（Single Borrower's Limit）	広義自己資本の25%以下		—
農業・農地改革関連貸付（Agri-Agra (agrarian reform and agricultural credit) Requirement）	預金量の25%以上のうち、	①15%を農業関連 ②10%を農地改革関連	政府発行（あるいは認定）債券の保有
中小企業貸付（SME Requirement）（1997年8月12日－2007年8月9日の時限措置）	総与信額のうち、	①2%を中規模（総資産額15Mペソ超～1億ペソ以下）企業 ②6%を小規模（総資産額15M以下）企業	中銀への資金放出
株主・役員等利害関係者貸付	総与信額の15%以下		—
不動産貸付	総与信額の20%以下		—

（出所） BSP ウェブサイトより筆者作成。

表4 PDIC による清算および管財金融機関数（2006 年 4 月 17 日時点）

		1963-1970	1971-1980	1981-1990	1991-2000	2001- 17 Apr. 2006	計
商業銀行		0	0	1	1	0	2
地方銀行	清算	2	26	169	139	46	382
	管財	—	—	—	—	7	7
貯蓄銀行		2	0	33	14	6	55
計		4	26	203	154	59	446

（出所） PDIC ウェブサイトより筆者作成。

表5 銀行本支店数の推移（各年末）

年	総計	商業銀行			貯蓄銀行			地方（農村）銀行		
		本店	支店	総数	本店	支店	総数	本店	支店	総数
1986	3,616	33	1,589	1,866	116	327	665	875	107	1,083
1987	3,547	32	1,617	1,831	112	369	658	850	109	1,058
1988	3,562	32	1,638	1,850	110	378	664	840	109	1,048
1989	3,588	32	1,660	1,870	106	403	675	824	118	1,043
1990	3,638	33	1,733	1,940	103	396	653	804	142	1,045
1991	3,791	34	1,889	2,065	101	433	663	784	182	1,063
1992	4,296	35	2,289	2,438	98	505	718	787	253	1,140
1993	4,657	35	2,553	2,682	97	573	780	780	319	1,195
1994	5,096	36	2,878	3,001	100	612	821	784	395	1,274
1995	5,569	48	3,152	3,298	99	718	925	790	462	1,346
1996	6,332	49	3,478	3,647	108	941	1,171	804	616	1,514
1997	7,182	54	3,880	4,078	117	1,171	1,389	832	788	1,715
1998	7,646	53	4,025	4,230	117	1,262	1,474	826	1,021	1,942
1999	7,693	52	4,274	4,326	118	1,360	1,478	807	1,082	1,889
2000	7,554	45	4,205	4,250	112	1,279	1,391	790	1,123	1,913
2001	7,575	44	4,276	4,320	104	1,247	1,351	781	1,133	1,914
2002	7,454	42	4,223	4,265	94	1,184	1,911	776	1,135	1,911
2003	7,494	42	4,254	4,296	92	1,185	1,277	765	1,165	1,921
2004	7,612	42	4,287	4,329	87	1,193	1,280	764	1,239	2,003
2005	7,670	41	4,277	4,318	84	1,209	1,293	754	1,305	2,059
2006	7,710	39	4,274	4,313	84	1,238	1,322	739	1,336	2,075

（注） 商業銀行数はユニバーサルバンク、外資系銀行、国営銀行も含む。

（出所） BSP ウェブサイト、美甘 [2005]（表 21, p. 355）より筆者作成。

一部出典 The Philippine Financial System Fact Book [1999, 1995]。

第2節 包括的競争法案および金融関連競争促進法案整備の現状

1. 各法案の現状

フィリピンには現時点で、全産業をカバーする競争法・反独禁法および公正取引委員会に相当する行政組織は存在せず、各産業や部門を管轄する省庁や監督機関に対応が任されている状態にある。しかし、①近隣東南アジア諸国との外資誘致競争、②アジア危機後に各国で急速に進展している直接金融市場育成と地域金融協力の影響、③経済関連法の改正と合理化および各法の実効性確保に対する（主に外部からの）強い要請、④各産業における市場自由化と競争力確保の必要性等々の理由から、これらの法・制度を整備する喫緊性は高い。したがって、今期議会¹⁵当初には、上下両院に包括的な「競争法」や「反独禁法」に該当する計3法案が提出された。一方、金融を含む分野・セクター別の改革推進を目的とするさまざまな関連法案も上下両院に提出され、法案を審議する各委員会に混在して付託されている。包括的競争法案と既存法の改正案を含む金融分野関連法案の現状と主な内容は、以下のとおりである（表6・表7参照）。

2. 金融監督機関と競争政策の有無、改革の現状

包括的な競争法が存在しない現状では、金融（銀行・証券・保険）部門の各監督機関がその権限を付与された根拠法をもとに、競争政策を展開することになる。上記3セクターのいずれにおいても、他の東南アジア諸国が程度の差こそあれ実行した「アジア危機を契機とした業界合理化・再編と競争力強化」のタイミングを逸したフィリピンでは、市場規模と比較して金融機関数が過剰な状態が続いている。金融部門に関する競争政策の明確化（監督機関による明示）と各セクター合理化の重要性は高く、各監督機関は積極的に取り組んでいるとの見解を持っているが、同国市場に参入している外資系金融機関の評価は芳しくない。中央銀行・証券取引委員会・保険委員会の各監督機関における競争政策の有無と進展の現状は、以下の通りである。

¹⁵ 第13回会期：2004年7月－2007年7月。2007年は総選挙にあたり、上院議員の半数（12名）、全下院議員、全地方公共団体の長（県知事からバランガイ（町村）長のレベルまで）が改選される。

表 6 包括的競争法案の現状 (2007 年 1 月 4 日現在)

	法案名 (通称)	提出者	提出日	審議状況	主な内容
上院案	The Philippine Anti-Trust Act of 2004 (Senate Bill No. 511)	Manuel B. Villar, Jr. 議員	2004 年 6 月 30 日	第一読会了 (2004 年 8 月 10 日)、上院「貿易・通商委員会」、「憲法改正委員会」および「法規改正委員会」に審議付託	①反独禁・不公正競争の制限に関する憲法規定の強化 ②行政担当として「独占禁止委員会」(The Anti-Trust Committee)を新たに設立 ③同法違反に関する訴訟裁判権を地裁に付与
	The Philippine Anti-Trust Act (Senate Bill No. 1199)	Juan Ponce Enrile 議員	2004 年 7 月 1 日	第一読会了 (2004 年 9 月 8 日)、上院「貿易・通商委員会」に審議付託	①企業統治法に照らして独占・寡占状態の禁止と役員会の構成を律し、法的手続き要件を定める ②通商産業省 (Department of Trade and Industry, DTI) と農業省 (Department of Agriculture, DOA) を監督機関とする (←米国、オーストラリア、日本、英国における競争法のベスト・プラクティスを参考に作成) ③全産業を対象とした競争法と公正取引規則を定める ④規制内容の実行・監督機関として公正取引委員会 (The Philippine Competition Commission) を設立 ⑤同法違反に関する裁判権を地裁に付与
下院案	The Philippine Competition Act (House Bill No. 116)	Joey S. Salceda 議員	2004 年 7 月 1 日	第一読会了 (2004 年 7 月 27 日)、下院「政府組織改正委員会」に審議付託	

(出所) 上下両院ウェブサイトより筆者作成。

表 7 主な金融部門改革および関連法案の現状 (2007 年 1 月 4 日現在)

	法案名 (通称)	提出者	提出日	審議状況	主な内容
下院案	Credit Card Consumer Protection Act of 2004 (House Bill No. 121)	Joey S. Salceda 議員	2004 年 7 月 1 日	第一読会了 (2004 年 7 月 27 日)、下院「貿易・産業委員会」に審議付託	クレジットカード発行、利用者情報、手数料課金と不服申立等に関する定義
	証券法 RA No. 8791 改正法案 (House Bill No. 124)	Joey S. Salceda 議員	2004 年 7 月 1 日	第一読会了 (2004 年 7 月 27 日)、下院「銀行・金融仲介委員会」に審議付託	①株式公開買付け義務づけ割合の強化 ②ブローカー、ディーラーによるインサイダー取引規制の強化 ③個人、単一企業による証券取引所への出資規制強化 ④証券取引所に賦課する取引手数料引下げ ⑤複数取引所への上場条件の明確化、等
	消費者保護法 RA No. 7394 改正法案 (House Bill No. 125)	Joey S. Salceda 議員	2004 年 7 月 1 日	第一読会了 (2004 年 7 月 27 日)、下院「貿易・産業委員会」に審議付託	①消費者保護委員会 (National Consumer Affairs Council) を通産省から独立、大統領府直轄へ移管 (→独自予算案提出権の付与) ②不服受付機関として機能と組織拡大 ③NCAC と内務省、情報局との連携強化

(つづく)

表 7 (つづき)：主な金融部門改革および関連法案の現状

	法案名 (通称)	提出者	提出日	審議状況	主な内容
上院案	The Magna Carta for Small Enterprises, RA No. 06799 改正法案 (Senate Bill No. 263)	Serge R. Osmena 議員	2004 年 6 月 30 日	第一読会了 (2004 年 8 月 4 日)、上院「経済問題委員会」および「銀行・金融機関・通貨委員会」に審議付託	①中小企業振興機構を DTI に新たに設置 ②中小企業保証信用公社 (Small Business Guarantee and Finance Corporation) を改組、中小企業公社 (Philippine Small Business Corporation) とし、付保業務の他に情報提供・市場調査・研修機能を加える
	The Tax Reform Act of 1997, RA No. 08424 改正法案 (Senate Bill No. 442)	Serge R. Osmena 議員	2004 年 6 月 30 日	第一読会了 (2004 年 8 月 9 日)、上院「歳入委員会」に審議付託	2 社会保険機関 (Social Security System, Government Service Insurance System) に付与されていた免税措置 (所得税、キャピタル・ゲイン税、株式取引税、源泉徴収課税の免除) の解除 (→歳入増への貢献と株式市場での level playing field 実現が目的)
	Equal Credit Opportunity Act (Senate Bill No. 520)	Manuel B. Villar 議員	2004 年 6 月 30 日	第一読会了 (2004 年 8 月 10 日)、上院「銀行・金融機関・通貨委員会」および「司法・人権委員会」に審議付託	性別・人種・信教等による与信アクセスへの差別撤廃を明記 (→一般銀行法、中央銀行法、新民法を補完)
	An Act Creating the Philippine Export Credit Guarantee Corp. (Senate Bill No. 521)	Manuel B. Villar 議員	2004 年 6 月 30 日	第一読会了 (2004 年 8 月 10 日)、上院「国営・公営企業委員会」および「銀行・金融機関・通貨委員会」に審議付託	①輸出・海外融資保証公社 (Philippine Guarantee Export and Foreign Loan Guarantee Corporation) と中小企業保証基金 (Guarantee Fund for Small and Medium Enterprises) を統合、輸出信用保証公社 (PECGC) に改組 ②PECGC 理事 (公社総裁、財務相、通産相、国家経済開発庁長官、フィリピン開発銀行総裁)
	Magna Carta for Philippine Business (Senate Bill No. 1144)	Aquilino Q. Pimentel 議員	2004 年 6 月 30 日	第一読会了 (2004 年 9 月 7 日)、上院「貿易・通商委員会」および「金融委員会」に審議付託	①民間企業による投資促進 ②改正証券法、一般銀行法における法規違反罰則の強化 ③大統領府下に「商事諮問委員会」(Presidential Commission for Business Concerns) を設置
	証券法 RA No. 8791 改正法案 (Senate Bill No. 1195)	Ramon B. Magsaysay 議員	2004 年 6 月 30 日	第一読会了 (2004 年 9 月 8 日)、上院「貿易・通商委員会」と「銀行・金融機関・通貨委員会」に審議付託	①株式公開買付け義務づけ割合の強化 ②ブローカー、ディーラーによるインサイダー取引規制の強化 ③複数取引所への上場条件の明確化、等
	Corporate Recovery and Insolvency Act (Senate Bill No. 2183)	Sergio Osmena III 議員および Edgard J. Angara 議員	Osmena 案 2004 年 6 月 30 日 Angara 案 2004 年 11 月 10 日	左記両議員案を統合、2006 年 1 月 16 日に上院「銀行・金融機関・通貨委員会」および「歳入委員会」に審議付託	①破産法 (1909 年制定) と大統領令 902-A を廃止、企業再生および破産手続について制定 ②企業再生・債務清算手段の多様化と柔軟化 ③債権者平等原則の明確化、等

(出所) 上両院ウェブサイトより筆者作成。

（１）銀行部門

BSP は、証券取引委員会が発表している「資本市場開発戦略」（後述）に相当する、銀行部門に関するグランド・デザインを持っていない。商業銀行だけでも外資系 14 行を併せて 40 行を数え、BSP が監督する金融機関（銀行本支店、非銀行金融機関含む）は 7,000 機関を超えるが、同国の銀行部門は、近隣諸国が経験した「危機を契機とする大規模な業界再編のチャンス」を逃し、BSP も何らかの形でビジネス・グループの一部門である銀行に対し、強権的に合併を促す施策を取って来なかった。

しかし、外資系銀行の国内参入に関する規定（An Act Liberalizing the Entry and Scope of Operation of Foreign Banks in the Philippines and for Other Purposes, 1994 年施行、RA No. 07721¹⁶）は制定されており、BSP はこれを「競争政策の核」として位置づけている。同法の下で、外資系金融機関は①フル・バンキング免許取得による支店開設、②新たに設立される銀行の 60%（上限）の株式取得、③既存銀行の 60%（上限）の株式取得、のいずれかによって同国内への参入が可能であるが、「新規に参入する外資系金融機関数を 10 行とする」との規定により、これを満たした 1999 年以降は法律自体がモラトリアム状態である。また、2007 年 6 月 13 日までの 7 年間という時限付きながら、一般銀行法の一部を 2000 年に改正し、外資による地場資本のユニバーサルバンク、商業銀行、貯蓄金融機関の 100% 保有を認めている（An Act Providing for the Regulation of the Organization and Operation of Banks, Quasi-Banks, Trust Entities and for Other Purposes, RA No. 08791）。地銀および協同組合銀行（cooperative bank）は各々を規定する共和国法¹⁷で 100%地場資本所有と規定されているために適用対象外だが、貯蓄銀行（savings bank）や小規模商業銀行を主な対象として、既所有からの株式買い増しを含め、2006 年末時点で外資による買収例 8 件（うち 100%保有は 4 件。表 8 参照）が実現した。

一方、これまでに芳しい効果を上げているとは言い難いものの、BSP が間接的な業界淘汰を促す施策として利用しているのが、国際基準の適用である。全商業銀行を対象とする Basel II に従った会計監査報告の義務づけが 2007 年 7 月から予定されており、外貨建て国債のリスク・ウェイトが根本的に見直される同ルールを導入は、フィリピン国債の主要保有機関である銀行にとって、大きな転換点となることが予想される。予定されている Basel II 導入が現時点でのスケジュール通りに実行されるか否か、また、導入されても厳密な施行と監督が可能か否かという点に疑問の余地はあるが、引当金を積み増す余力のない中小

¹⁶ 一般銀行法（RA No. 0337、1948 年施行）の一部を改正したもの。新一般銀行法（The General Banking Act of 2000（通称）、RA No. 08791）の施行は 2000 年。

¹⁷ 地方銀行法（Rural Bank Act of 1992, RA No. 07353）4 節、協同組合法（The Cooperative Code of the Philippines, RA No. 06938）8 章 99 条の規定による。

商業銀行の再編が実現する可能性はある¹⁸。

（２）証券部門

証券部門では、共和国法によって 1990 年代後半にファイナンス会社や投資会社（investment house）への外資参入規制が緩和され、外資が資本の過半を所有できるようになった。さらに 2000 年以降、ブローカーは 100%所有が認められており、現在では、国内市場の主要な取引は外資系機関によって行われている。

アジア危機後に各国でマンドートとなった「代替的資金調達手段としての資本市場の発展」を同国でも実現すべく、SEC は 2005—2010 年における「資本市場開発戦略」（“Capital Market Development Plan: Blueprint for Growth and Expanded Contributions to the Philippine Economy 2005-2010”：通称 Blueprint）を公表している¹⁹。Blueprint では、債券市場を中心に据え、健全な資本市場拡大と金融インフラ強化を目指し、11 の目標と行動計画を設定（表 7 参照）しており、各目標が実現すれば、同国資本市場は整備されたものとなろう。しかし、①細分化されている取引市場の連携とシステム形成、②複雑かつ未整備で、他国市場と比較してもコスト高な資本取引への課税、③SEC 自身の市場監督能力強化の必要性など、改善されねばならない内外要因は多い。

表 8 RA No. 08791 による外資系金融機関の買収（2006 年末時点）

金融機関名	改名日 ^{注)}	外資系所有率(%)
Chinatrust (Phils) Commercial Bank Corp.	1995 年 9 月 26 日	99.4
Maybank Philippines, Inc.	1997 年 11 月 6 日	100.0
United Overseas Bank of the Philippines	1999 年 11 月 26 日	100.0
HSBC Savings Bank (Phils.), Inc.	2000 年 12 月 29 日	100.0
ABN AMRO Bank, Inc.	2002 年 3 月 1 日	98.6
American Express Bank	2002 年 4 月 25 日	100.0
Citibank Savings, Inc.	2005 年 8 月 11 日	99.9
GE Money Bank, Phils.	2006 年 6 月 19 日	78.0

（注）外資系金融機関の株式過半所有による改名届出が承認された日付。上から 3 行は、RA No. 08791 施行後、株式の買い増しが行われた。

（出所）BSP での聞き取り調査（2007 年 3 月）、BSP [2006]をもとに筆者作成。

¹⁸ なお、BSP へのインタビューで聴取したところ、合併の可否基準を定めた公的文書はない。ただし、小規模金融機関同士、あるいは公的金融機関の地域別存否（density）の現状を悪化させる（例：特定金融機関が独占的シェアを持つようになる）合併は認可しないとの内部方針は持っているようだ。

¹⁹ SEC ウェブサイトに掲載されたのは、2006 年 12 月。

表9 Blueprint の目標と主な行動計画

目標	行動計画	成果	実行年 ()内は目標
①政府・民間部門の支持取付けとモニタリング機関設置	政府「中期開発計画」に組み込む	→NEDA 承認	2004
	財務省(DOF)の承認	→DOF 承認	2006
	SEC 内にモニター機関設置		2006
②資本市場への個人貯蓄の動員	経済運営の安定と財政均衡達成		(DOF-2008)
	貯蓄 GDP 比 30%—2010 年、 投資 GDP 比 28%		(2010)
③税制合理化による金融部門へのインセンティブ付け、個人年金口座の開設	資本市場開発委員会(CDMC)による政策文書作成	DOF による調査	2006
	公的年金への自発的積増し制度化のための法律制定	議会に 4 法案提出	(2010)
④取引所への上場と市場での長期信用調達促進	PSE における取引時間の延長		(2007)
	上場企業への株式公開義務づけ割合の強化	PSE による ルール作成	2006
	取締役会規模のモデル策定		(2007)
	準市場メーカーによる IPO 促進		(2007)
	空売り規制の緩和		(2007)
	デイ・トレーディング規則の策定		(2008)
	PSE に市場監視システム導入		(2007)
	市場取引決済システムの導入		(2008-2010)
	投資家保護の促進	SEC による SRO ルール作成	2006
⑤危機管理手段の導入	流通市場の取引規模拡大		(2008)
	改正投資会社法、Lending Companies 規制法の制定		(2007-2010)
⑥複数の監督機関にまたがる金融機関・商品に対する監督の合理化	投資家保護機関の設置		(2008)
	金融関連税制改革プログラムの策定		(2007-2008)
⑦SEC の監督機能強化	金融セクターフォーラムの機能強化		(2006-2010)
	改正証券法の制定		
⑧IAS、リスク・ベース評価の導入と情報開示の強化	SEC 調査部の機能強化		
	SEC、最高裁、司法学士院による経済訴訟関連の研修		(2007-2010)
⑨国際基準の適用および地域金融協力への貢献	SEC 規則への IAS および ISA の取り込み	IAS の導入、公認 監査役の承認	2005
	SEC によるリスク・ベース自己資本比率の制度化	SEC による ルール作成	2006
⑩投資家教育	SEC による ASEAN ロードマップ実現		(2007)
	PSE ほか取引所と SEC による海外市場との協力・提携強化		(2007)
	IOSCO 多国間協定の署名	IOSCO へ文書提出	2006
⑪企業統治の強化 (OECD-CG Principles II の適用)	教育機関（大学等）でプログラム開始		(2010)
	主要投資商品（投資信託、株式、債券等）の格付けシステムの検討		(2008)
	首都圏外における投資家教育		(2007-2010)
⑫少数投資家の権利保護	少数投資家の権利保護		
	独立取締役、コンプライアンス・オフィス導入に関する調査		(2007-2008)
	情報（年報記載内容）開示の強化		

（出所）SEC [2006]より筆者作成。

Blueprint にも含まれているが、2005 年以降、SEC が導入に注力しているのは「リスク・ベース評価とその徹底」である。同国資本市場で活発に取引を行っているのは主に外資系証券会社であり、高リスク商品を導入しようとも、地場資本の証券会社やブローカーは、そのリスクを保持できる体力を備えていないのが実情である。銀行部門と同様、資本強化を行えない証券会社に対して、SEC は暗に合併（あるいは撤退）を促しているが、資本市場監督機関としての SEC は、その根拠法が 2000 年に整備された（Securities Regulation Code, RA No. 08799）ばかりであり、その際、組織改正と同時に職員数を 40%削減されたため、上述の③がネックになっている。

また、ユニバーサルバンク制を採用している同国では、銀行・証券の両部門にまたがって業務展開している金融機関も多く、中銀と SEC 間での検査・監督機能の合理化が被監督金融機関からも要望されている。

（３）保険部門

2000 年に監督権限を規定した共和国法が制定された中銀および SEC と異なり、現在でも 1974 年 2 月（マルコス政権期）に発布された大統領令（Presidential Decree No. 612, “Ordering and Instituting an Insurance Code of the Philippines”: 通称 Insurance Code）を基にしている IC は、前記 2 機関と比較すると、組織・人員数・監督能力・（財務省からの）独立性等の観点からも監督機関としては弱い。現在のフィリピン保険部門は、「生損保付保の一般化」（GDP ベースから推定する生損保を合わせた保険カバー率は 10%台前半²⁰）といった基本的な問題を抱えつつ、同時に国際基準適用のための制度整備を行わなければならないという厳しい状況にある。このような時期においては、より高度なノウハウを蓄積した外資系の参入による業界全体の底上げが期待される場合もあるが、同国では銀行・証券部門と同様、1990 年代の金融自由化隆盛期に外資への市場開放が実現したものの、当時参入した外資系保険会社の殆どは既に撤退し、2000 年以降もその数は年々減少する傾向にある。

IC が業界強化策として現在実行中であるのが、カテゴリー別（生保、損保、生損保、ブローカー、保険仲介等）の純資産額に応じた払込資本金額の増強である。2006 年末から 2010 ー2011 年末までに 1 年毎のベンチマークを設定し、払込資本金額を平均で 3 倍に増額させる計画であるが、通貨危機後の資本市場における価格下落によって資産の激減をみた保険分野各社には、厳しい要求であろう。これも銀行・証券と同様に「財務状況を改善できない市場参加者の合併・撤退を促す」策と認識できないことはないが、大規模な業界再編は実現していない。

²⁰ IC ウェブサイト公表による。

一方、IC は昨年から、“IC Strategic Planning (Initiatives)”の策定を行っているようだ。現時点では、6 C と名付けた大まかな目標（Computerization, CTPL²¹ upgrade, industry Capitalization, Insurance Code amendments, Corporate governance, and micro-insurance Coverage for the masses²²）のみが明らかになっているが、その詳細は早ければ本年中に発表されるであろう。

（４）監督機関を横断する改革

前項までに述べた業態別に実行されている監督の他に、３機関の協力によって進行している改革や、近年における喫緊性が高いものとして取り組まれている課題もある。

各監督機関による競争促進政策に対する市場参加者の評価や成果は総じて芳しいとは言えないものの、企業統治や反資金洗浄（anti-money laundering）に関する改革は、IMF・世銀が行っている国際基準適用評価（Reports on the Observance of Standards and Codes: ROSC）でも進捗が認められている。フィリピンにおける企業統治原則は、企業登記を管轄する SEC が定める法令²³として施行され、BSP および IC が各管轄分野に関してそれぞれの細則を策定した。ROSC による同国の企業統治に関する評価は 2006 年 5 月に 5 年振りで実施され、①全企業のガバナンスを監視するには SEC の予算が不十分、②取締役の利害関係の公表が義務づけられていない（利害関係を有する場合の罰則規定がない）、③内部告発者の保護が不十分、④債権者の権利に関して信用情報アクセスが弱い等、がさらなる課題として指摘されているものの、原則自体が策定されていなかった 2001 年と比較すると、ROSC の全 32 調査項目に何らかの措置が講じられていると評価されている²⁴。

一方、アジア危機以降の近隣諸国と同様に、フィリピンでも銀行部門を中心とするクレジットカード事業の急速な拡大にともない、債権総額に占める支払延滞率の上昇が問題となっている（図 2 参照）。同事業の適切な監督には法人・個人に関する信用情報の開示と統括の在り方が重要な要素となるが、同国には現在、この機能を負う機関が存在しない。3

²¹ Compulsory Third-Party Liability（第三者賠償責任義務）。①公共交通車両（タクシー、バス、ジプニー等）運営会社に対する事故被害者（乗客、通行者）への賠償額増額と付保義務の徹底、②賠償手続・決済のための決済組織設立を主な目標とする。

²² IC が掲げる目標の一つ「2007 年に人口ベースの生保カバー率 20%、2010 年に同 40%」を達成するため、付保ベース拡大を目的として 2006 年 10 月に導入。所得の低い都市部非農業労働者を主な対象とし、比較的低い保険料でフォーマルな保険制度への組み込みを目指す。

²³ SEC Memorandum Circular No. 2, Series of 2002, “Code of Corporate Governance”: 2002 年 4 月 5 日（SEC ウェブサイトより入手可）。

²⁴ 2001 年時点の調査項目とは内容・項目数とも大きく変更されており、単純に比較すべきではないが、2001 年実施の評価報告書では、“Not observed”および“Materially not observed”と評価された項目は 22（全 48 項目）であった。World Bank [2006, 2001]参照。

監督機関と PDIC が 2001 年に発足させた金融監督の整合性について議論する金融部門フォーラム（Financial Sector Forum）において、2005 年に「消費者保護」を重要テーマとして取り上げたが、信用情報やクレジットカード事業について規定した法案が議会を通過せず（表 6、7 参照）、FSF による活動への障害となっている。したがって現在では、クレジットカード事業に関連し、個人情報管理あるいは債務不履行の予防に関するキャンペーン、および苦情申立を中銀が受け付けている状態にある。BSP は 2002 年 8 月に、金融理事会の決定（resolution）によって監督マニュアルを改訂し²⁵、情報公開や延滞基準、不服申立を含むクレジットカード業務に関する規定を定めた。また、銀行業界団体²⁶は 2005 年 10 月、「消費者金融サービス原則」（Service Code for Consumer Banking）を BSP の協力のもと、自主規制として作成し、BSP に届け出ている。

表 10 銀行部門クレジットカード（CC）債権と支払延滞率（各年末、10 億ペソ）

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
CC 債権総額	18.3	21.0	47.6	54.2	59.0	69.3	82.8	99.6
（うち U/商業銀行）	—	—	46.0	52.0	56.6	66.7	79.9	94.6
（うち貯蓄銀行）	—	—	1.6	2.2	2.4	2.6	3.0	5.0
与信総額	1,582.9	1,529.1	1,858.0	1,905.3	1,670.7	1,728.3	1,759.0	1,939.3
（うち U/商業銀行）	—	—	1,716.2	1,753.4	1,605.9	1,660.4	1,686.3	1,851.9
（うち貯蓄銀行）	—	—	141.8	151.9	64.8	67.9	72.8	87.4
CC 債権／与信総額 （%）	1.2	1.4	2.6	2.8	3.5	4.0	4.7	5.1
（うち U/商業銀行）	—	—	2.7	3.0	3.5	4.0	4.7	0.9
（うち貯蓄銀行）	—	—	1.1	1.5	3.7	3.8	0.3	0.3
CC 延滞債権／総与信 （%）	0.0	0.3	0.6	0.5	0.9	0.8	0.9	0.8
（うち U/商業銀行）	—	—	0.6	0.5	0.9	0.8	0.9	0.9
（うち貯蓄銀行）	—	—	0.3	0.4	0.9	0.8	0.3	0.3
CC 延滞債権／CC 総 与信（%）	—	—	21.8	16.9	24.3	21.0	19.4	16.4
（うち U/商業銀行）	—	—	21.8	16.5	24.3	21.0	19.8	17.0
（うち貯蓄銀行）	—	—	22.3	26.3	22.9	20.5	6.6	4.9

（注）ユニバーサル／商業銀行、貯蓄銀行ともに、金融機関本体およびクレジット業務子会社を含む。

（出所）BSP ウェブサイトより筆者作成。

²⁵ 2002 年度通達（Circular）No. 349 により、「銀行監督マニュアル」、「対非銀行系金融機関規定マニュアル」、「ユニバーサルバンクおよび商業銀行会計マニュアル」、「貯蓄銀行会計マニュアル」を改訂。翌年、2003 年度通達 No. 398 によってさらに改訂。

²⁶ 参加した業界団体は、Bankers Association of the Philippines、Credit Card Association of the Philippines、Rural Bankers Association of the Philippines、Chamber of Thrift Banks、Bank Marketing Association of the Philippines。

(5) 「金融庁」への監督機関統合論

アジア危機と前後して、金融監督機関の統合（single supervisory agency）が何度か議論されているが、①各監督機関の根拠法を統一する必要がある（中銀および SEC は共和国法、IC は大統領令）、従って、②各機関の独立性や組織度が異なる等の理由から、具体化に向けた動きは見られない。

第3節 フィリピン金融部門の停滞の原因と課題

1. 市場整備・拡大が停滞する原因

フィリピンの金融市場は、近隣諸国と比較してもアジア危機以前の市場規模を回復しておらず、そのペースも緩慢である。金融部門の現状と市場参加者である民間金融機関（特に外資系）の評価を勘案すると、その原因にはマクロの経済構造に起因するもの、金融市場の特性、政治的要因、金融取引に関連する司法制度における柔軟性の欠如が挙げられよう。

(1) マクロ経済要因

フィリピン国内の産業構造は、金融市場拡大に対して大きく貢献できない構造になっている。一般的に製造業は設備投資需要の中心として期待されるが、フィリピンの主要製造業（特に電子・電気部品）は中間加工過程に集中しており、多国籍企業を擁する経済特区にも、大きな付加価値を生み出す最終組立工程を擁する産業が存在しない²⁷。近年、産業通商省（Department of Industry and Trade: DTI）はサービス業のなかでも、業務外部委託事業引き受け（business processing outsourcing: BPO、特に、米国企業によるコール・センター等の顧客サービス分野）の拡大に注力し始めたが、同分野では大規模な FDI や設備投資必要とする要素に乏しい。産業分野を問わず、資金需要額の限界が国内直接金融市場の規模が拡大しない要因の一つとなっている。

(2) 金融部門要因

第一に、「金融部門全体」に対する監督機関間で作成された展望や統一的な政策がないこ

²⁷ 2007 年 2－3 月に行った現地での聞き取り調査では、日系企業の平均投資額は数千万円程度とのこと。

とである。ユニバーサルバンクおよび持株会社制を採用するフィリピンでは、3金融監督機関が重複して管轄する金融機関数は膨大な数に上り、金融部門全体を視野に入れた監督体制を構築することは、監督コストを低減する上でも、市場の合理性を高める上でも重要な観点である。しかしながら現状では、主に情報共有を目的とする3機関間のMOU締結にとどまっており、各種報告や検査の煩雑さに対する市場参加者の評価は低い。金融監督の合理性や実効性が高められない原因の一つに、監督機関自身の独立性が確保されていないことが考えられよう。金融理事会を政策決定機関として持つとはいえ、人事・予算面で独立性が強化されたBSPと比較すると、所管する業態の割振りも含め、SECおよびICの監督権限には依然として改革の余地がある。また、近年、金融部門は大統領府が定める優先産業（priority industry）に指定されていない。アジア危機を契機としたIMF・世銀主導による金融部門改革が一段落したことも要因の一つであろうが、規模・制度整備両面で近隣諸国の市場に遅れを取っている同国金融市場を活性化するには、継続的な改革が不可欠である。

第二に、監督機関と政府財政を管理する省庁（財務省および内国歳入庁）との連携不足により、税制面での混乱が大きいことが考えられる。監督官庁は様々な規則・細則を規定するが、税制の解釈は財務省と内国歳入庁（Bureau of Internal Revenue: BIR）の管轄とされる。財務省と内国歳入庁は現在、2008年度の財政均衡達成を第一義としており、税込減につながる可能性のある税制改革に抵抗する傾向を強めている。法人税や付加価値税等と比較しても徴税しやすい分野である金融取引は、市場規模を勘案すると減税による損失は大きくないと推測されるものの、近隣諸国と比較しても取引コストが高いという市場参加者の不満が解消される余地は少ない。この点も、フィリピン金融市場の魅力が総体的に低い原因である。

第三に、資金需要側と供給側、要資規模のミスマッチが存続し、国内の資金が円滑に流通していない状態が観察されることである。国内資本・外資系間の顧客獲得競争が見られるのは、大企業（とそのグループ企業）を対象としたマニラ首都圏内などの都市部における金融取引であり、アジア危機以降の金融機関の合併は、シェア競争を目的とする大手行間の案件が殆どである。こうした状況では、中規模以下および首都圏外の企業にとって、投資・運転資金のフォーマルな金融アクセスは依然として容易ではなく、国内には現在でも金融機関が存在しない地域がある。BSPとICによって昨年からのマイクロ・ファイナンスおよびマイクロ・インシュランスが公式に導入されたが、同時に、貸出規制遵守の厳密化や中規模企業向けの上場基準・要件を積極的に周知する等の手段により、上記のミスマッチを解消する必要がある。

（３）政治的要因

金融関連法の場合、各監督機関が法案を作成し、上院または下院議員に提案を付託することで立法府での審議過程に載るケースが殆どである。しかし、一般的に金融関連法は立法府である上下両院の各議員に審議優先度が高いものとして認識されない傾向にあり、大統領による重点法案指定や海外からの強力な圧力がなければ、迅速な成立は見込めない場合が往々にして観察される（例として反資金洗浄法が挙げられる）。したがって、監督機関が迅速な法整備を実現するには、①審議が迅速に進むよう、瑕疵のない法案を策定する、②有力な議員を提案者として擁立する、③大統領府（あるいは大統領本人）の強力な後押しがある、の３点を確保しなければならない、その負担は非常に大きい。

さらに、2007 年は上下両院の選挙年に当たっており、3 年間の議会会期も 6 月で終了する。現時点で両院それぞれの委員会で審議未了となっている法案は、新会期開始時に再提出されねばならないため、競争法案や各種改正法の成立は早くとも来年以降になろう。したがって、2－3 年のうちに同国の金融市場に関する法制度整備が急速に進展するとは考えにくい状況にあると言える。

（４）司法制度要因

アジア危機は金融部門改革を促進させただけでなく、司法制度の拡充も促した。企業破産や不良債権処理など、金融取引が深く関係する経済法関連の裁判制度の多様化も、IMF や世銀の支援を受けた諸国に対する改革プログラムの一環とされたからである。

フィリピンでは前項の政治要因でも述べたように、経済法制の施行が実現するまでには非常に時間を要する場合が散見される。BSP や SEC が喫緊に制定が必要としている「企業再生・破産法案」や企業信用情報を提供する機関の設立に関する法案は、1990 年代から提出と議会会期終了による再提出を繰り返している。これら法律が制定されることは、法廷外の仲裁による企業再生・清算手続、担保物件取得²⁸の簡便化や、経済取引訴訟に関する司法制度の充実（裁判官の増員や知識・経験の蓄積）を促し、不動産（土地）所有権に関する法律・司法制度の整備につながる。さらに、資産担保証券などの新たな商品とその市場を生み出すため、早急な整備が望まれる。

²⁸ たとえば、現時点で債権金融機関や資産管理会社が担保物件を取得するには、2 年間の告知期間に加え、90 日間の買戻期間を経なければならない。左記期間が約 90 日で終了する米国と比較すると、フィリピンの担保取得に関する司法制度は、債務者に対して寛容であると言える。また、土地所有に関しては、登記が明確になされていないことが債権処理の障害となる場合もある。

〔参考文献〕

〈英語文献〉

- Aralar, Reynaldo B. [2007] *Comments on the Anti-Money Laundering Law (Republic Act No. 9160, as amended by Republic Act No. 9194) 2007 Edition*, National Book Store.
- Asian Development Bank (ADB) [2005a] *Bond Market Settlement and Emerging Linkages in Selected ASEAN+3 Countries*, Asian development Bank.
- [2005b] “Philippines: Moving Toward A Better Investment Climate.” (Development Indicators and Policy Research Division, Economic and Research Department, ADB. Available at <<http://www.adb.org/statistics/ics/pdf/Brochure-PHI.pdf>> (visited March 16, 2007).
- Bangko Sentral ng Pilipinas (BSP) [2006] “Updates on BSP Supervised/Regulated Financial Institutions: Composition Selected Performance Indicators Supervisory Policies Rules and Regulations (September 2006),” internal material (Supervision and Examination Sector, BSP).
- Hapitan, Rene B. [2005] “Reaction to the Entry of Foreign Banks in the Philippines: A Critical Study of Local Selected Banks,” in Ponciano S. Intal Jr. (ed.), *Financial Liberalization: Managing Risks and Opportunities*, Philippine Institute for Development Studies, pp. 283-308.
- International Monetary Fund (IMF) [2007] “Philippines: 2006 Article IV Consultation,” IMF. Available at <<http://www.imf.org/external/pubs/cat/longres.cfm?sk=20430.0>> (visited March 16, 2007).
- [2006] “Philippines: Selected Issues,” IMF. Available at <<http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2006/cr06181.pdf>> (visited March 16, 2007)
- [2005] “Development of Corporate Bond Markets in Emerging Countries,” in *Global Financial Stability Report 2005*, IMF. Available at <<http://www.imf.org/external/pubs/ft/gfsr/2005/02/pdf/chp4.pdf>> (visited March 16, 2007).
- Medalla, Erlinda M. (ed.) [2002] *Toward a National Competition Policy for the Philippines*, Philippine Institute for Development Studies.
- Milo, Melanie R. S. [2005] *Financial Services Integration and Consolidated Supervision: Some Issues to Consider for the Philippines*, Philippine Institute for Development Studies.
- [2000] *Analysis of the State Competition and Market Structure of the Banking and Insurance Sectors*, Philippine Institute for Developing Studies.

- Pasimio, Renato R. [2003] *Insurance Code of the Philippines: 2003 Edition*, National Book Store.
- Pointines, Victor C. [2005] “The Role of the GATS-FSA in the Financial Liberalization Efforts of APEC Economies,” in Ponciano S. Intal Jr. (ed.), *Financial Liberalization: Managing Risks and Opportunities*, Philippine Institute for Development Studies, pp. 339-386.
- Securities and Exchange Commission (SEC) [2006] *Capital Market Development Plan: Blueprint for Growth and Expanded Contributions to the Philippine Economy* (SEC). Available at <<http://www.sec.gov.ph/blueprint/CMDP%20Blueprint.pdf>> (visited March 16, 2007).
- Unite, Angelo A. and Michael J. Sullivan [2005] “The Impact of Liberalization of Foreign Bank Entry of the Philippine Domestic Banking Market,” in Ponciano S. Intal Jr. (ed.), *Financial Liberalization: Managing Risks and Opportunities*, Philippine Institute for Development Studies, pp. 307-337.
- World Bank [2006] “Report on the Observance of Standards and Codes: Corporate Governance Country Assessment, Republic of the Philippines,” (The World Bank). Available at <http://www.worldbank.org/ifa/rosc_cg_phl_07.pdf> (visited March 16, 2007).
- _____ [2001] “Report on the Observance of Standards and Codes: Corporate Governance Country Assessment, Republic of the Philippines,” (The World Bank). Available at <<http://www.worldbank.org/ifa/Philippinesrosc.pdf>> (visited March 16, 2007).
- World Federation of Exchanges [2005] *Annual Report and Statistics 2005* (World Federation of Exchanges). Available at <<http://www.world-exchanges.org/publications/WFE%202005%20Annual%20Report.pdf>> (visited March 16, 2007).

〈日本語文献〉

- 柏原千英 [2007] 「マネー・ロンダリング規制と開発途上国」(今泉慎也編『国際ルール形成と開発途上国—グローバル化する経済法制改革』日本貿易振興機構アジア経済研究所、第8章、241-273頁)。
- 国際通貨研究所 [2006] 「本邦金融機関／他国籍企業から見た円の国際化推進のための方策に関する調査(財務省委嘱)」(財務省)。(<<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/1803yentyousa.htm>>よりダウンロード可)
- 衆議院憲法調査会事務局 [2003] 『フィリピン共和国憲法—概要及び翻訳—』(衆憲資第19号)(衆議院憲法調査会事務局)。
- フィリピン日本人商工会議所 [2006] 『フィリピン・ビジネスハンドブック(2006年版)』(フィリピン日本人商工会議所)。(<<http://www.jccipi.com.ph>>よりダウンロード可)

美甘信吾 [2005]「金融・銀行業の安定化－構造・政策の変化とその要因分析－」（川中豪編『ポスト・エドサ期のフィリピン』日本貿易振興機構アジア経済研究所、第3章、93-130頁）。

〔ウェブサイト〕

〈フィリピン国内〉

議会（上院）：<https://www.senate.gov.ph/>

議会（下院）：<http://www.congress.gov.ph/>

証券取引委員会（Securities Exchange Commission）：<http://www.sec.gov.ph/>

証券取引所（Philippine Stock Exchange）：<http://www.pse.com.ph/>

中央銀行（Bangko Sentral ng Pilipinas）：<http://www.bsp.gov.ph/>

保険委員会（Insurance Commission）：<http://www.ic.gov.ph/>

反資金洗浄委員会（Anti-Money Laundering Council）：<http://www.amlc.gov.ph/>

預金保険機構（Philippine Deposit Insurance Corporation）：<http://www.pdic.gov.ph/>

フィリピン日本人商工会議所：<http://www.jccipi.com.ph/>

〈国際機関〉

アジア開発銀行（The Investment Climate and Productivity Study: ICS）：

<http://www.adb.org/statistics/ics/>

国際証券取引所連盟（World Federation of Exchanges）：<http://www.world-exchanges.org/>

国際通貨基金（IMF）：<http://www.imf.org/>

世界銀行（World Bank）：<http://www.worldbank.org/>

(このページは白紙です)